

# 行政視察報告書

平成27年7月

文教民生常任委員会

## 1 視察実施日及び視察先

(1) 平成27年7月28日（火）

加東市・篠山市

(2) 平成27年7月29日（水）

豊岡市

## 2 調査事項

(1) 加東市

① 介護予防・日常生活支援総合事業について

② 手話言語条例制定について

(2) 篠山市

① 手話言語条例制定について

(3) 豊岡市

① 介護予防・日常生活支援総合事業について

## 4 参加者

委員長 高橋博久

副委員長 岩崎貞典

委員 寺北建樹

松本和幸

東野敏弘

高瀬洋

村岡栄紀

随 行 細川喜美博（福祉部長） ※7月28日

伊藤景香（長寿福祉課長） ※7月29日

随 行 岸本仁子（議会事務局主査）

# 加東市

## 1 市の概要

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 市制施行年月日 | 平成18年 3月20日           |
| (2) 人口      | 39,840人（平成27年 5月末日現在） |
| (3) 面積      | 157.55km <sup>2</sup> |

## 2 調査事項

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業について

#### ①各種サービス

- ・訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

#### ②住民等への周知方法

- ・要支援1、2の方への周知方法  
⇒担当ケアマネジャーを通じてチラシの配付及び説明  
介護保険制度改正についての個別案内
- ・その他の高齢者への周知方法  
⇒広報、介護保険制度パンフレット、市ホームページ
- ・関係事業所への周知方法  
⇒サービス事業者連絡会やケアマネ連絡会等の機会に説明

#### ③総合事業への住民によるボランティアの活用

- ・派遣のしくみ  
⇒生活支援サポーター（介護ファミリーサポートセンター協力会員）会員登録の上、コーディネーター（社協）が依頼会員との調整を行う。
- ・報酬⇒有り（250円/30分）
- ・ボランティアの養成方法⇒養成講座を開催（社協委託）

### (2) 手話言語条例制定について

#### ①最初の取組の要因について

- ・第34回兵庫県ろうあ青年研究討論会時、県協会理事長・事務局長から「加東市でも手話言語条例の制定を！」と要望される。
- ・地元協会より、手話言語条例の制定を要望される。

#### ②条例についての検討機関について

- ・未設置

#### ③条例の制定で実施する事業及びその予算額

- ・事業⇒奉仕員養成講座、手話通訳養成講座、手話に触れ合う講座、手話・聴覚障害を深く理解する講座、職員研修、議員研修、出張講座など

- ・ 予算⇒10,375千円
- ④手話及び聴覚障害に対する理解と手話を促進するための具体的施策
  - ・ ミニ手話講座（手話に触れ合う）
  - ・ 手話っこ講座（手話・聴覚障害・コミュニケーション）
  - ・ 出張 手話っこ講座（事業所・高校）
  - ・ 夏休みこども手話教室
  - ・ ケーブルテレビの番組への手話通訳
  - ・ 加東市マスコットキャラクターによる「ワンポイントレッスン」
  - ・ 議員対象手話講座
  - ・ 民生委員対象手話講座
  - ・ 消防署手話講座
  - ・ 朝礼時手話学習 など
- ⑥手話推進会議の実施状況
  - ・ 第1回（5月に開催）、次回は10月開催予定
- ⑦条例制定後、市民の手話やろう者に対する意識の変化について
  - ・ ケーブルテレビでの手話への反響大、講座の申込多数

## 篠山市

### 1 市の概要

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 市制施行年月日 | 平成11年4月1日             |
| (2) 人口      | 43,131人(平成27年7月末日現在)  |
| (3) 面積      | 377.61km <sup>2</sup> |

### 2 調査事項

#### (1) 手話言語条例制定について

##### ①最初の取組の要因について

平成25年10月、鳥取県が全国で初めて手話言語条例を制定されたことを背景に、同年12月の篠山市議会定例会において市議会公明党の議員から「篠山市にも、手話言語条例の制定を求める」一般質問が出された。この質問に対して、「聴覚に障害のある方が、学校や地域社会など、あらゆる場面で手話を自由に使い意思疎通の図れる体制を整えることは、あたたかい篠山市をつくるため大切であると考え検討していきたい。」と答弁。

条例制定は、手話のみに特化した条例を制定することが正しいかどうかの判断に悩んだが、条例を制定することにより手話だけでなく、障害者福祉全体の底上げができるものと考えた。平成26年度の市政執行方針において、「手話を言語として認め、障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に認め合える社会の実現をめざし

手話言語条例の制定を検討する」と改めて表明し、だれもが住んでよかったと思える篠山市をめざして、この条例があたたかいまちづくりの大きな柱となるよう検討委員会で検討することとした。

② 条例についての検討機関について

- ・ (仮称)篠山市手話言語条例検討委員会を設置

③ 市独自の特徴について

前文に手話が広がっていない社会の中、篠山で暮らそう者の歴史や障壁、手話に関わる人たちが情報保障の確立された社会の実現を願ってきたことなど、1字1句の言葉を選び、思いをのせて検討し作成。

④ 条例の制定で実施する事業及びその予算額

- ・ 非常勤嘱託員関係… 2,307千円
- ・ 手話通訳派遣事業関係… 836千円
- ・ 養成講座関係… 1,864千円
- ・ 啓発事業… 230千円
- ・ 手話施策推進委員会… 168千円

⑤ 手話及び聴覚障害に対する理解と手話を促進するための具体的施策【市民】

- ・ 平成26年度から、人権推進課の事業において各自治会で取り組む住民学習の中の選択課題のひとつに「手話の出前講座」を設定。
- ・ 小、中学校、各団体等での手話教室の実施
- ・ 市民が集うイベント等において手話ブースを設置

【市職員】

- ・ 条例可決後から、月2回昼休憩時間に「お昼の手話教室」を開催
- ・ 保健福祉部局朝礼時、毎週手話であいさつや短文手話表現を実施
- ・ 職員研修として手話研修を実施予定（7月29日）

⑥ 手話推進会議の実施状況

- ・ 構成員：条例において委員15名以内と規定
- ・ 開催回数：3回（予定）
- ・ 報酬等：委員 4,000円、

識見を有する大学教授20,000円（費用弁償含）

⑦ 条例制定後、市民の手話やろう者に対する意識の変化について

市長や市議会議長が会議等のあいさつの中で、手話言語条例が制定されたことに触れるとともに、一部手話であいさつするなど周知をはかる。「ことばのバリアフリー/手話を身近に感じて」という題材で市広報や新聞等で取りあげ、市民の方の関心も高まりつつある状況と思われる。市だけでなく社会福祉協議会にも手話を学ぶにはどうすればよいか等の問い合わせがきている状況。

# 豊岡市

## 1 市の概要

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 市制施行年月日 | 平成17年4月1日             |
| (2) 人口      | 85,116人(平成27年7月31日現在) |
| (3) 面積      | 697.55km <sup>2</sup> |

## 2 調査事項

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業について

#### ①各種サービス

- ・訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

#### ②住民等への周知方法

- ・要支援1、2の方への周知方法
  - ⇒更新案内時に制度改正案内文書を同封
  - ⇒地域包括支援センター等がモニタリング訪問時に制度改正についての説明を実施
  - ⇒(更新)認定結果通知時に総合事業による多様なサービスへの移行を含む、より詳細な説明文書を同封
- ・その他の高齢者への周知方法
  - ⇒広報や市ホームページに制度改正について掲載
- ・関係事業所への周知方法
  - ⇒介護予防訪問介護・介護予防通所介護事業所には、12月と3月に説明会を開催
  - ⇒居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)には、1月、2月の介護支援専門員連絡会において説明
  - ⇒その他(養護・特養施設長連絡会、地域密着型サービス事業者連絡協議会において説明)

#### ③総合事業への住民によるボランティアの活用

- ・派遣のしくみ
  - ⇒NPO法人、社会福祉法人、協同組合等が核(受託者・事務局)となり、ボランティアや地域住民組織等と協働してサービスを提供することを想定。直接のボランティアの確保・登録・派遣(訪問サービス)調整は、受託者となる団体が行う。市は、社会福祉協議会へ委託した生活支援コーディネーターと連携し、地域団体等と支え合いサービス事業受託団体との連携支援や生活支援サポーター養成講座及び認知症サポーター養成講座修了者の支え合い活動への参画意向を踏まえた受託者への紹介等により、ボランティア確保を支援する。

- ・報酬
  - ⇒支え合い訪問介護… 300円/訪問1回、
  - 支え合い通所介護… 1,500円/1日（5H）と想定しているが、実際に謝礼を支払うかどうか、また支払う場合の額は、受託団体が決定する。
- ・ボランティアの養成方法
  - ⇒平成26年度は、国庫補助事業の生活・介護支援サポーター養成事業を活用し、社会福祉協議会と共同で市内2会場において全5回（別に任意参加研修1回）の講座（制度改正と支え合いの必要性、介護サービス事業者との協働、介護予防と地域づくり、コミュニケーション技術、認知症の理解と予防、6期計画の市取組方針）を開催。4回以上出席者を修了者として計176名を養成。
  - ⇒平成27年度は、生活支援コーディネーター（社協委託・日常生活圏域に各1名計6名配置）と連携し、地区公民館区域（概ね小学校区・計29箇所）に協議体（地域のボランティア組織、民生委員、福祉事業者、地縁組織、地域包括支援センター、市等で構成）を設置し、情報共有や地域への働きかけを行うなかで生活支援を担っていただけそうな地域の人材の掘り起こしを行う。
  - ⇒平成26年度の生活支援サポーター養成講座修了者等を対象としたフォローアップ研修の実施を検討する。

## 所 感

### 「文教民生常任委員会視察所感」

高 橋 博 久

#### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

西脇市においては、平成29年4月からの開始に向かい、取組中である。加東市・豊岡市においては、県下でいち早く取り組まれたということで、視察を行うこととなった。

そもそも介護保険制度が財政的に危機を迎えつつあり、国はこの危機を乗り切るため地方自治体に、要支援1及び2の該当者やそれらに近い高齢者へのサービスを、その地方で行ってくれというものであると、私はとらえている。

本事業における国のガイドライン案から考察して、地域包括ケアシステムの構築を示されたのは、「互助」、要するに費用負担が制度的に保障さ

れていないボランティアなどの支援、地域住民の取組により、この財政的危機を乗り切ろうとするものである。

いち早く、この取組が行われたということは、地区からのまちづくり、また地域包括ケアシステムへの参加団体等がわが市よりはるかに進んでいるためと予想していたのだが、加東市においては、協議体や生活支援コーディネーターも確立されていない。

しかし町時代からのまちづくりと社会福祉協議会の働きが機能しており、生活支援サポーターに住民が積極的に関わってきていたことが、取組を進めたものと思える。要するに、現在の取組を進化させながら、完成させていこうということかと感じた。

一方、豊岡市においては、第6期介護保険事業計画の基本理念を「みんなで支え合い笑顔あふれるまちづくり」として、高齢化率も30.5%と高く、財政的にも厳しいゆえ「みんなで支え合い」を前面に押し出し、社会福祉協議会に全面的に委託し、合併前の1市5町に地域包括支援センターを設置されていた。

状況からみれば、西脇市と大差はないのではないかと思えた。すでに生活支援コーディネーターも6名配置され、協議体も概ね小学校単位で29か所設置されていた。

同じやるなら、いささか強引であってもという気迫での取組であったのかなと思ったのだが、土地柄もあって市民の理解度も高いのかと思うところである。

西脇市においては、比延地区や芳田地区をはじめ、徐々にまちづくり活動の中に、この「互助」活動が始まってきており、「地区からのまちづくり」が地域福祉の向上に密接な関係があることの認識を市民に周知していただくことが、平成29年から開始しようとしている西脇市の介護予防・日常生活支援総合事業への成否につながるものと思える。

② 次に、手話言語条例制定をされた、加東市と篠山市における視察についてである。

制定に関しての両市の大きな違いは、篠山市はさまざまな聴覚障害者への取組を通して、市独自の条例制定をされたのと、加東市は、必要性を強く感じいち早く先進事例を引用して制定された違いであった。

しかし、両市ともに共通していることは、条例があるからではなく、手話は言語であるの認識のもと、誰もが日常無意識のうちに行っているジェスチャーが、手話でもあり、実施普及していくことが、何よりであるという点である。

両市首長ともに、学校において、国語や算数のように位置づけないかと考えておられるようだが、教科としての位置づけは、今のところ困難なようだ。



阪神淡路大震災時に、聴覚障害者の安否確認等、他の障害者より手だてが遅れたと神戸市からの発表があった。いつ起こるかわからない災害や、また病気など急を要するときの聴覚障害者のことを思うとき、手話を言語として位置付けておくことの必要性は誰もが認めるものであろう。

わが市においても、認識を高めていくためには条例制定は必要であろう。

## 「所 感」

岩 崎 貞 則

本市においても2017年4月から、要支援1、2の人の利用サービスが一部変更になることが決定し、それにいち早く取り組んでいる加東市と豊岡市を視察した。

これまで介護保険で行われていた、要支援1、2の人の訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）は市が行う介護・日常生活支援総合事業の訪問型サービス、通所型サービスなどに移行することになります。訪問型サービスとは身体介護や生活援助、保健師等による、食事、排泄、入浴、洗濯、掃除、買物、調理 e t c …相談指導、移動支援など。

通所型サービスとはレクリエーションや体操等の活動、自主的（デイサービスに通いながら自立を促す）な通いの場など、生活支援サービスとは（介護を必要とする人や、その家族に医師や看護スタッフへの申し送り）配食、見守り、自立した生活を続ける支援などに取組がなされる。一見生活支援のサービスをしてくれるなら、内容が手厚くなって今まで以上またそれ以上のサービスが受けられ、サービスの低下にはならないはずとの説明を受けたが、果たしてそうだろうか。

「介護予防・日常生活支援総合事業」という呼び名からして介護予防以外にも生活サービスがあるので手厚くなる？「この事業は介護保険の指定サービスではない」ということです。サービスの供給の決定権は市町村にあるため、市町村の判断次第では、現在、介護保険の介護サービスを利用されている人が、この総合事業に移されてしまう可能性もあることになります。

2015年の介護保険法の改正により「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の二つのサービスが2017年度末までに、国の介護保険サービスから外れ市町村の地域支援事業に、すなわち総合事業へ移行することになり、国は最終的に介護保険財政の枠組みからすべての介護予防のサービスを外すことを意図しているのではと勘繰る。一応表向きは地域の中で地域の人材は地域で見守り、助け合いの精神で支え合うという目的を保って取り組むこととしている。

今後の課題としてはボランティアや地域住民等と協働してサービスを提供することにおいて、ボランティアの確保、生活支援コーディネーターの養成、地域まちづくり協議会からの協力等も含め、行政の取組いかんによっては結構ハードルが高いように思う。それぞれの自治体にとっての悩み

の種ではないか、これらの組織がきちんと確保できることにより「介護予防・日常生活総合事業」がスタートできるものであり2017年までに（完全実施は2018年～）実行性のあるシステム作りも含めて早急に取り組むべきだと感じた。

国内で2011年8月に「障害者基本法」が改正され今日、手話の普及、生活を用いた情報アクセス、コミュニケーションについての法律の必要性が求められる中、手話が言語であることを多くの人に理解してもらい手話の広がりを実感することにより、全ての人が社会参加することをモットーに手話言語条例を制定することが全国的に広がりを見せている中、今回 加東市、篠山市を視察した。

今、全国で18自治体、県下では5市が手話言語条例を施行している。

特に篠山市においてはH25年、公明党議員の「篠山にも手話言語条例の制定を求める」一般質問が出され、この質問に対して「聴覚に障害のある方が学校や地域社会など、あらゆる場面で手話を自由に使い意思疎通の図れる体制を整える事は温かい篠山市を、つくるために大切であると考え検討していきたい」と答弁され、これを契機に条例制定に向けた取組がなされた、その中で、学識経験者、聴覚者団体、地域福祉関係者等が計5回の検討委員会を開催、条例制定の骨組みとして、三つの柱、

- 1 障害のある人が安心して暮らせるまちづくり
- 2 ろう者の社会参加できる環境づくりの推進
- 3 手話が言語であるとの認識、これらの基本を念頭に置き条例の趣旨、目的、基本理念、基本原則等の策定に入る。

篠山市においては一年間、十分に議論を重ねた結果出来上がったものであり自慢できるものであると自信をみせておられた。

一方、加東市は全国で条例制定されているものをモデルにしていきなり作られたようで、余り評価としては値しないと大変厳しい感想を延べられていた。

条例制定後の動きとしても、手話施策推進委員会を設置し検証されている。

- ・手話言語条例のパンフレットの配布
- ・市民に対する普及啓発（出前講座、住民学習）
- ・手話学習の取組（職員研修、市議会議員研修）
- ・手話によるあいさつ運動

など条例制定後も熱心に取り組んでおられる様子が伺える。

篠山市においては手話言語条例制定をきっかけに、あらゆる障害を持っておられる方が一般社会への参加が出来やすくなり、障害者福祉の底上げになることを期待しているとのこと。

わが市においても、手話言語条例制定に向けて一日も早い取組が是非必要であると考えます。

〈介護予防・日常生活支援総合事業について〉

介護保険制度が改悪され、「要支援者」を対象とした介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスが介護保険制度から外され、平成29年度から市町村独自の事業となります。

平成27年度からの2年間を移行期間と位置づけ、各自治体は平成29年度から本格実施に向けて準備を進めています。

西脇市は、他の自治体同様、平成29年度から実施しますが、県下で加東市と豊岡市のみが平成27年度から実施していますので、何が違うのか、どのような条件のもとで行われているのか、を勉強するために視察に伺いました。

加東市は、第5期（平成22年度～平成26年度）の介護保険料が県下で一番高くなり、いち早く旧の総合事業に取り組んできたことから、何の抵抗もなく、新の総合事業に移行したとのことでした。

旧の総合事業でボランティアの育成に努力してきたことから、スムーズな移行が行われたようです。

しかしながら、短時間で、しかも現場を見ての視察でなかったため、各自治会単位での取組がどのように行われているのかの実態は不明であり、私が“まちづくり”に参加する中で痛感している自治会単位での取組の困難さを克服するための解決策を学ぶまでには至りませんでした。

豊岡市の取組は、端的に言って、条件を整えてから新たな事業に取り組むのではなく、新たな事業に取り組む中で、並行して条件づくりを行っていくという風に理解しました。

その大きな理由は、平成26年度実績をベースにした補助金を獲得するためのようです（平成27年度の介護報酬の引き下げにより、同じ内容の事業を実施した場合でも平成27年度実績は大幅に減額されるとのこと）。

豊岡市におけるボランティアの育成は、特に目立った内容ではありません。また、各地区（小学校区）のまちづくりも西脇市より進んでいるようには見えません。むしろ遅れているように理解しました。

私は、「介護予防・日常生活支援総合事業」の成否は、各地区のまちづくりにあると考えていますが、加東市や豊岡市の実情を拝見すると、そうでもないように思われます。

もう一度、ゆっくりと考えます。

〈手話言語条例の制定について〉

結論から言えば、手話言語条例の制定は、「ろう者の人格権を認めること」であると考えます。健常者は「音声言語」を使い、ろう者は「手話言語」を使って意思の伝達をするのはごく当たり前のことではないでしょう

か。

加東市では、手話通訳者の設置により、市役所への来庁者が増え、また、ケーブルテレビを通じての手話の活用への反響が大きく、手話養成講座への申込者が増えた、とされています。

篠山市では、市長や市議会議長が会議等の中で、一部手話であいさつするなど周知を図っており、手話を学ぶにはどうすればよいか等の問い合わせが、市や社会福祉協議会に来ている、とのこと。

「手話言語条例の制定」は技術的にはそんなに難しいことではないと思いますが、条例を制定した後、何をするのかを十分に議論することが大切だと思います。

## 「所 感」

松 本 和 幸

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業について

負担割合の見直し、特別養護老人ホーム入居は原則、要介護3以上に、「要支援」向けの訪問介護と通所介護（デイサービス）の二つが、市町村の事業に移される。2000年に介護保険制度がスタートして以来の大きな見直しが決まり、本県では、加東市と豊岡市が平成27年度から、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組まれているので、視察に伺った。  
\*加東市は、平成24年度から、旧の総合事業に取り組んでおり、流れからしても新しい総合事業に移行しやすかったと思う。今の高齢化の状況から、高齢者の皆様が住み慣れた地域において、継続して住み続けることができるよう、日常生活圏域の中で「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」を一体的かつ継続的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を、いち早く考えていたと思う。

総合事業への住民によるボランティアの活用については、ファミリーサポートセンターが、生活支援サポーターとして会員登録の上、生活支援コーディネーター〔社会福祉協議会〕が依頼会員との調整を行っている。ボランティアの養成も、社会福祉協議会に委託している。

\*豊岡市は、平成17年に6市町が合併している。日常生活圏域（6市町）の中、高齢化率は、城崎（35.5%）竹野（36.7%）但東（39.9%）と非常に高い地域がある。

この4月から、健康福祉部高年介護課を新設、「みんなで支え合い笑顔あふれるまちづくり」をスローガンに、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に早く取組めたかったようである。

総合事業への住民によるボランティアの活用は、NPO法人、社会福祉法人、協同組合等が核となって、ボランティアや地域住民組織等と協働してサービスを提供する。

ボランティアの養成は、（昨年度）国庫補助事業の生活・介護支援サポーター養成事業を活用し、社会福祉協議会と共同で計 176名を養成している。その内訳を聞くと、ほとんど女性で、60才代の方が多い。やはり、その担い手として期待されるのが「元気な高齢者」だと思う。

新しい総合事業への平成27年度の移行には、メリットがある。それは地域支援事業の上限設定については、市町村が円滑に事業を実施できるように、原則の上限のほか、移行期間中における「10%の特例」がある。平成27年度から平成29年度までについては、事業開始の前年度の実績額に10%を乗じた額をプラスできる。平成27年度、介護保険制度が見直され、介護報酬が一部サービスを除き、下がったので、豊岡市は早く取組まなかった。

地域支援センター（つどい場）銀ちゃんの家を見学した。老若男女、誰もが気軽に集える場所。みんなが、笑い合い助け合える場所。その銀ちゃんの家が豊岡市庁舎のすぐ近くにあった。

## (2) 手話言語条例制定について

私は手話による講演会に参加した時に、ろう者の方々から、西脇市に手話言語条例を制定してほしいと言われた。それで加東市と篠山市を視察して、条例制定後、何が変わったのか聞きたいと思った。

篠山市は、平成25年12月の篠山市議会定例会において、議員から「篠山市にも、手話言語条例の制定を求める」一般質問があり、「検討する」と答弁がありました。それから検討委員会が設置され、条例の素案たたき台がないため、一字一句の文言を確認しながら検討を進めた結果、平成27年4月1日から施行する。

手話言語条例制定後の状況は

- ・各自治会で取り組む住民学習の中に「手話の出前講座」を設定
- ・小・中学校、各団体等で手話教室の実施
- ・市職員も月2回昼休憩時間に「お昼の手話教室」、また、手話でありさつや短文の手話表現を実施
- ・施策推進会議も3回実施予定

加東市は、平成26年11月11日、議案として議会に提出され、可決されたようである。

加東市も手話言語条例を制定することにより、手話が言語であるとの認識に基づき市民の手話への理解の促進を図ろうとしている。

手話言語条例が制定された中で、研修会を多く開催していただきながら、市の行事に市民が集うイベントに、各種会合に、ろう者を含むすべての市民が参加をする。これが大事だと思う。

## 「文教民生常任委員会視察研修所感」

東野敏弘

西脇市議会文教民生常任委員会の視察研修で、28日は加東市役所と篠山市役所を、29日は豊岡市役所を訪問してきました。

視察研修の目的は、加東市では介護予防・日常生活支援総合事業と手話言語条例について、篠山市は手話言語条例についてでした。また、豊岡市は介護予防・日常生活支援総合事業についてでした。2日間とも日帰りの強行軍でしたが、3市とも、「先進的な」取組で、大変勉強になりました。

### 『介護予防・日常生活支援総合事業』の視察研修

平成12年から始まった介護保険制度は、超高齢化を迎える中で、介護認定者が年々増加とともに、施設入所者と待機者が増加しています。さらに、要支援の方の通所介護（デイサービス）利用が増加しています。介護保険制度の3年毎の見直しの中で、介護保険料も当初より3倍近くになっています。

今年4月から施行された介護保険法改正では、介護保険財政を守るという名目で、施設介護から在宅介護にシフトし、具体的には、施設入所できるのは、要介護度3以上としました。また、要支援1・2の人を介護保険から切り離し、市町村が行う介護予防・日常生活支援総合事業に移行させるとしています。移行猶予期間が2年間設けられましたが、平成29年4月から完全移行になります。

具体的には、介護保険で行われていた要支援1・2の人の訪問介護（ホームヘルプ）と通所介護（デイサービス）は、市が行う介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス、通所型サービスなどに移行することになりました。西脇市でも、平成29年4月に向けて、現在準備を始めています。

市独自の介護予防・日常生活支援総合事業を展開するためには、市独自の財政負担が必要となります。また、地域で介護を支えるという観点では、行政主導ではなく社会福祉協議会を含めたボランティアの質と量が問われます。ボランティアの人材育成が、急務となっています。最終的には、市町村の高齢者介護にかける取組の熱意が、今後の施策展開に大きく開きが出てくるものと思われます。

兵庫県内では、加東市と豊岡市が今年4月から全国の自治体に先駆けて介護予防・日常生活支援総合事業に取り組んでいます。

加東市では、介護保険料を県内でも高く設定せざるを得ない現状がありました。介護認定率・認定者の増加が著しく、伸びを防ぎたいとの思いが

あったそうです。そのため、早い時期から、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組む方向で検討されてきたそうです。

加東市では、現行の訪問介護を、実行政が直接行う訪問型サービスA（ヘルパーによる日常生活援助）と住民主体による訪問型サービスB（かとう介護ファミリーサポートセンターに委託して行う有償ボランティア）、さらに、短期集中予防サービスである訪問型サービスC、移動支援を行う訪問型サービスDがあります。また、現行の通所介護を、NPOや民間事業者等に委託する通所型サービスAには、元気応援通所事業とミニデイサービスに分かれています。単価も360円、月4回程度と設定されています。ボランティア主体にした通所サービスB型には、かとうまちかど体操教室と物忘れ予防カフェがあり、利用料は必要ありません。また、短期集中予防サービスとして通所型サービスCがあります。

加東市の取組の特徴は、早い段階からボランティアの養成に取り組んでいることです。特に、認知症サポーター養成講座は、県下でも早い平成22年度から開催されています。キャラバンメイトも、120名余りいるそうです。さらに、生活支援サポーター、地域回想法リーダー、介護予防サポーター等のボランティア養成を熱心に行われています。

豊岡市では、第6期介護保険料が16.6%アップの5,634円と高額です。

新しい介護予防・日常生活支援総合事業では、NPO、社協、協同組合、民間事業者等に委託する「支え合い通所介護」と「支え合い生活支援サービス」に重点を置いています。

支え合い通所介護は、地区ごとの拠点施設で行い、短時間の体操、食事を提供し、送迎も行います。支え合い生活支援サービスは、自宅を訪問して、買い物、掃除、洗濯、定期的な安否確認、配食等を行います。

行政は、社協に委託して旧市町域に生活コーディネーターを配置して、生活支援体制を整備しています。そして、概ね小学校区単位に、支え合いサービスを運営する運営委員会を設置しています。

ボランティアの養成では、介護予防サポーター養成を社協に委託して行っています。

加東市・豊岡市を視察して感じることは、西脇市において、まず平成29年4月に向けての取組を計画的に行う必要があること。西脇市として市独自の介護予防・日常生活支援総合事業を展開するためには、現在通所・訪問サービスを担っているNPO、社協、協同組合、民間事業者等との話し合いを行い、単価設定を含め市の責任をどう果たすかを明らかにすることが必要であること。社協と共同で、即戦力につながる具体的なボランティア養成講座を行うこと。地域福祉に情熱を持っておられる人材発掘・育成に早急に取り組むことが求められています。

## 『手話言語条例』の視察研修

昨年の9月定例会に、「手話言語法の制定を求める請願」が西脇市聴覚障害者協会から提出され全員一致で採択されました。その後、西脇市においても、市独自の『手話言語条例』を制定すべきではないかとの意見を、私も話してきました。

兵庫県内で『手話言語条例』をすでに制定しているのは、加東市と篠山市、神戸市です。

加東市は、『手話言語条例』を県下で最も早く平成26年11月に制定しました。市独自の条例をつくることに力を注ぐよりも、先進事例を参考に条例を制定し、その後施策展開（実践）をどうするかに力を注いできたそうです。ろうあ連盟が作った条例案や鳥取県条例を参考に大急ぎで制定されています。

加東市には、専任の手話通訳士の職員を平成26年4月1日に1名、27年4月1日に1名が設置され、現在2名います。

2名の手話通訳士を中心に、手話奉仕員養成講座、手話通訳養成講座、手話にふれあう講座、手話・聴覚障害を深く理解する講座、職員研修、議員研修と活発に取り組まれています。特に、市民の条件に応じて行う手話講座は、3回のミニ講座、10回の講座に分かれ、また5名以上の希望者がいると出前での手話講座も行われているそうです。また、兵庫教育大学との連携に力を入れ、将来教師になる先生の卵たちに手話を学んでもらっています。今後、小中学校の福祉教育にも、出張講座を行いたいと話されていました。さらに、ケーブルテレビを活用し、加東市のゆるキャラである『加東伝之助』による手話講座を放映し、子どもたちに大変喜ばれているとのことでした。

加東市は、2名の手話通訳士が、積極的に活動される中で、市内に手話に対する理解が急速に広がっているように感じました。ろう者の方が市役所に来る人数や回数も目に見えて増え、ろう者の個性に合わせた手話通訳者の派遣もできているとのことでした。

篠山市は、『篠山市みんなの手話言語条例』という名称で、平成26年12月に条例が制定されました。平成25年12月議会での一般質問を受け、「誰もが住んでよかったと思える篠山市を目指して手話言語条例が温かいまちづくりの柱となるよう」条例検討委員会を設置して、1年間をかけて議論してこられました。篠山市が、これまで市民活動として聴覚障害問題だけでなく様々な障害問題に取り組んできた成果が『篠山市みんなの手話言語条例』に現れているように感じました。ろう者が社会参加できやすくすることを意図した、条例制定に対する熱い思いが前文に書かれています。

条例制定後も、施策推進会議を行っています。また、市長や市議会議長



が会議等でのあいさつの中で、手話言語条例が制定されたことに触れるとともに、手話であいさつもされ周知を図っています。

篠山市内には、旧4町ごとに手話サークルがあり、現在54名の方が活動されています。各自治会での住民学習の一つとして「手話の出前講座」が設定されたり、小中学校や各団体での手話教室が開催されています。市職員の間でも、月2回「お昼の手話教室」を開いています。議会でも、手話教室を開催しているとのことでした。

私たちを迎えてくれた倉保健福祉部長は、あいさつで手話を使われたように、市職員も意識的に手話を言語としてとらえることにより、市民の中に幅広く広がっているように感じました。

西脇市においても、今年4月に、手話通訳士の方を嘱託職員として採用しました。職員の手話研修も、自主的な取組を含め大きく進んできています。西脇市独自の『手話言語条例』の制定に向けての取組を進めるべきだと考えました。

#### 「文教民生常任委員会視察所感」

高瀬 洋

平成27年4月から「改正介護保険法」が順次施行されるのに伴い、介護予防は、これ以降3年間の移行期間を経て、平成30年4月から完全に、市町村の「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施されることが決まっている。市町村事業となるとどう変わるのかというと、これまでの「介護予防訪問介護」・「介護予防通所介護」の2つのサービスは、国の介護保険の予防給付から外れて、市町村の地域支援事業（新しい総合事業）へと移行され、サービス内容も単価も、市町村の判断で決められることになる。

西脇市では、平成29年4月から、「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始する。今回、既に本年4月から同事業を開始した加東市、本年10月より一部開始予定の豊岡市を訪問した。

また県内でも、いち早く手話言語条例を制定した加東市（介護と重複）と篠山市を訪問した。

#### 1. 介護予防・日常生活支援総合事業

団塊の世代が65歳を超えて、今後はこれまで以上のスピードで高齢化社会が訪れるというのは、周知の事実である。これからは、自助、互助、共助、公助の内、自助、互助、共助をうまく回していく仕組みが重要である。

自助：自分のことは極力自分でする。

互助：当事者の近しい人が手を差し伸べる。得意分野で助け合う。  
共助：ボランティアやシステム化された支援活動  
公助：行政による支援

こういった意味では、医療行為が伴わない介護予防の分野では、より生活の現場に近い市町村に事業主体が移行されるという今回の「改正介護保険法」は理解できるが、この移行による問題点がまだ顕在化していないことに不安が感じられるのも、多くの住民に共通するのではないかと思う。

加東市、豊岡市ともまだ、対象者のどういうニーズがどれだけあって、支援の仕組みとして、何が足りないのかを見極めている段階のようであったが、西脇市は開始まで、まだ1年8か月あるので、先行の自治体の問題点や課題を分析し後発のメリットを期待したい。

## 2. 手話言語条例

昨年12月議会において、「手話言語法の制定を求める請願」が西脇市聴覚障害者協会から提出され全員一致で採択された。その後、西脇市においても、手話言語条例の制定に向けた機運が高まっている。

私は上記の請願を常任委員会で審議するまで、恥ずかしながら、聴覚障害についてあまり知識がなかった。例えば、筆談なら聴覚障害を持たれている人でも可能であると思っていたが、生まれながらに聴覚障害のある人は、読み書きの学習ができていない人もおられるので、筆談できないこともあるなどの認識がなかった。

加東市では、ゆるキャラである「加東伝之助」による手話講座を放映し、子どもたちに人気の番組とのことだ。また、各種の手話に関する講座の開催で、手話が市民の身近な存在になっているのだそうだ。篠山市においても小中学校や団体、市職員への手話教室の開催等により浸透を図っている。

私は条例の制定やその先の法令化のためには、手話をもっと市民に身近なものに感じてもらえるような取組が必要であるし、そのための活動にも貢献したいと思う。

「文教民生常任委員会 視察所感」  
村岡栄紀

### <加東市>

加東市は、「介護予防・日常生活支援総合事業」「手話言語条例」の両方において、兵庫県で一番最初に導入、実施しています。

まず「介護予防・日常生活支援総合事業」についてですが、27年度に新

総合事業をスタートすることを決めた理由として、市内において軽度の認定率が増加しており、新総合事業をいち早く導入することにより、軽度認定者を出来るだけ減らし、認定率の増加を食い止めたいということ。また、加東市は保険料が兵庫県一高く、それを抑えるために、元気な高齢者を増やすことにより給付を減らし、かつ元気な時期を長く維持したいという意向があったようです。新総合事業移行にあたっては、これまでに実施してきた既存の事業が、国の位置づけと同等のものであったということも、早期導入の理由としてあげられます。新総合事業は、3年間をかけて、サービス内容を充実していく予定であるということです。

特筆事項としては、訪問型サービスにおける“多様なサービス”は、「緩和した基準によるサービス」「住民主体による支援」「短期集中予防サービス」「移動支援」等があり、特に「住民主体による支援」である“かとう介護ファミリーサポートセンター”には生活支援コーディネーターと呼ばれる人が配置され、このコーディネーターが中心となって、会員さん等の支援活動のやりくりをする仕組みとなっています。

現在の依頼登録者数は87名、協力登録者数は41名。ただし、そのうち実際に稼働しているのは、依頼登録者27名、協力登録者数は20名と、まだまだ数は少ないのですが、今後、支援を受ける側である依頼登録者数の大幅な増加が予想される中で、支援する側である協力登録者数が追いつかない状態になることが確実に予想され、この課題解決には、市（行政）では限界があり、地域の人たちの「つながり」が必要であると考えておられます。

特に要支援1、2の人たちに対しては、“介護保険では限界がある”ということに基づいて実施されている事業であるので、住民同士の助け合いで、元気な高齢者が“支える側”になる体制を早期に構築していくことや、サービスが低下しないようにボランティアの育成などが急務の課題となっています。

新総合事業導入にいたるまでの経緯としては、特に事業者への説明に苦慮されたとのこと。事業者はそれで生計を立てているので、事業についての単に制度の説明だけでなく、“どういうふうに一人の人を支えていくのか”といったことを、事例等をあげながら、しっかりと落とし込むのに、非常に時間を要したようです。また、新総合事業がスタートしてからも、つながりを大切にしたい「地域づくり」をコンセプトとして、地域が一丸となって、競争しないで共存していくサービスを、じっくりと時間をかけながら常に模索していくという方向性であるようです。また、支えられる側である、要支援1、2の方々に対する説明としては、「めんどろな認定という手間をかけずに、同じようなサービスを受けることができます」といった表現で、啓発をされています。

このように、新総合事業をいち早く導入した加東市ですが、スタート後も仕組みづくりは続いています。生活支援コーディネーターの養成のほか、課題として、公民館単位でしっかりと顔の見えるサービスができる相

談機能充実の必要性や、地域包括支援センターとのコラボなど。これらに関しても、市（行政）が整えているレベルでは、広く深く浸透するには限界があるので、これを超えるためには、地域の人の「つながり」でつくる必要があるということ。

圏域で核になる人たちの共同体が「よしやるぞ！」といった機運を高め、市（行政）はそれに対して応援サポートするといった立場が理想であるということ。課題をみんなで考えながら、少しでも前進していくという加東市の姿勢は、多いに参考になりました。

次に「手話言語条例」についてですが、まず条例制定において協議会は設けなかったということです。協議会を設けず、関係団体のモデル条例案や、鳥取県の条例を参考に行政主導でつくられています。ですので、加東市独自のものは特になく、市独自の事業はこれから考えていくということです。これに関しては賛否両論あるかもしれませんが、加東市の方向性は、条例の制定内容よりも、まずは早期に条例を制定して、じっくりと手話を広めていくことが大切である、といった考えのようです。

条例があるのとないのとでは何が違うのかということについては、一番大きなことは、手話が言語であるということ、公的な機関が認めたということ。これより、ろう者に対して、しっかりと協力体制が進められるという点です。繰り返しになりますが、まずは早期に条例を制定し、手話が言語であるということを行政が認めた上で、じっくりと広く一般に手話を理解してもらうといった趣旨のもと、加東市は施策を進めています。

職員間での手話勉強会、研修、議員対象の手話講座、民生委員対象の手話講座、消防署からの要請による手話講座、ケーブルテレビを活用した啓発など、いろいろなところで講座等が開催されています。また兵庫教育大学とも連携して、学生さんにも手話を学んでもらっています。彼らは卒業後必ず教師や、教育現場で働くことになるので、手話が学校現場にも広がるのが期待されます。

特筆事項としては、条例が制定されてからは、設置通訳者が通訳派遣のコーディネートをするようになったことです。それまでは手話を知らない社協の職員が、手話通訳の派遣を任されていたのですが、手話を知っている人が通訳派遣のコーディネートをすることで中身が大きく変わったということです。どういうことかというと、ろう者が100人いれば100通りの手話通訳者が必要となり、そういった判断が的確にできるようになったということです。

また、災害時の周知方法として、基本的にはFAXなのですが、その際に、光が点灯する配慮等もされているようです。また救急車を呼ぶ方法として、北はりま消防本部へ共通のFAX送信用紙でFAXを送ると、場所が特定できる機能になっており、また手話通訳者の必要の有無などを記載するところもあり、緊急時に迅速な対応ができるようになっています。以上、手話言語等における加東市の取組において参考になった点を列挙いたしました。

## < 篠山市 >

篠山市の「篠山市みんなの手話言語条例」は、手話が言語であることを理解し、手話の広がりを実感でき、すべての人が社会参加できる篠山市を目指して、平成27年4月1日より、手話に特化した条例として施行されました。条例の制定については、手話のみに特化した条例を制定することが正しいかどうかで悩まれたそうですが、条例を制定することで手話だけでなく、障害者福祉全体の底上げになるものとして制定にいたりしました。

篠山市の手話言語条例は、実際に、ろう者の声を十分に聞き、かつ尊重しながら、地域の関係団体を含む9名からなる検討委員会を中心に、一から市独自の条例を制定されています。また条例制定後も、ほぼ同じメンバーに新たに教育委員会を検討委員会のメンバーに加え、学校関係をも含めて、これから具体的な活動に向けてどうしていくのか、といったことも協議されています。

条例制定までの歩みとしては、まず、なぜ手話言語条例が必要なのか？ということ徹底的に話し合い、「障害のある人が安心して暮らせるまちづくり」「ろう者の社会参加できる環境づくりの推進」「手話が言語であることの認識」の3つの柱を基に、条例の前文に、条例の趣旨、目的、基本原則を設け、なぜ手話言語条例が必要なのかということが書かれてあります。そして、この前文には誰もが住みやすい篠山らしさといった手作り感、独自性が非常に感じられます。

条例の目的としては、前述した3つの柱のもと、手話を言語であると認めることと同時に、最終的な目標として、実際に篠山の市民の皆さんに手話を覚えてもらい、会話をしてもらいたいということです。

また、条例制定による波及効果としては、手話に特化したということで、他の障害者福祉関係団体等からの反発があることも予想していたようですが、それが全く逆の展開となり、手話をテーマにしたイベントなどに、他の団体の方々が多数、参加・協力されているといった、嬉しい現実になっているということでした。担当職員さんによると、これまで障害のある人が社会参加することが難しかったのが、手話言語条例の制定を「入り口」として、社会参加へのきっかけとなっているということで、そういった点においても、この条例制定は評価できるものであると感じました。

篠山市の手話言語条例は、篠山の文化に合ったものをつくるために、じっくりと時間を十分にかけて議論を繰り返し、醸成したものであるのも、非常に思いが強い条例だということ。行政主導で条例をつくるのではなく、肝心なのは、ろう者の思いを入れること。それが一番大切なことであり、ここのところを、しっかりと受け止めて条例をつくる。ただつくるだけが目的ではない。

そのあたりのことを徹底してつくられた条例なので、担当職員さんの説明の随所に、市民の皆さんが手話の表現を学ぶだけでなく、手話が必要だ

った、ろう者の苦労や生活を理解した上で、手話を使えるようになってほしいという熱い思いがものすごく伝わってきました。また、篠山には障害者福祉を支えていこうという「熱いリーダー」がいるのだということを、力を込めて述べられたのが非常に印象的でした。

篠山市が力を入れている取組としては、手話養成講座の一環として、平成15年から手話奉仕員養成講座を開催し、毎年25名程度が受講されています。この講座は日常会話、コミュニケーションといった入門編からスタートして、約2年かけて基礎課程までを学び、通訳者1、通訳者2を経て全国統一試験を受けることが出来るようになるまでには、4～5年はかかるというものです。

また、出前講座や住民学習などによる市民に対する普及・啓発、職員研修、市議会議員を対象とした手話学習、手話によるあいさつ運動などを通じて、まずは手話であいさつができることによってコミュニケーションの輪を広げようといった取組がなされています。

その他、手話の機運を高める啓発として、ろう者を講師として、講習会を通して苦労話や思いなどを伝えています。また市内には、手話サークルささやま（篠山）・手話サークルたんぼぼ（丹南）・手話サークルほたる（西紀）手話サークルさぎ草（今田）の4団体の手話サークルがあり、すべての人が社会参加するとともに、こころ豊かな篠山市となることを目指しておられます。これら篠山市が一から市独自の条例をつくりあげ、実際に実践しておられる取組は、これからの西脇市における手話言語条例等の取組における、手本として非常に参考になるものと感じました。

## <豊岡市>

豊岡市の「介護予防・日常生活支援総合事業」についてですが、今年の4月から、介護保険課と高年福祉課の2つの課が1つになり「高年介護課」として、スタートしています。

目指すべき基本理念は、2025年を見据えて、地域包括ケアシステムとコラボさせた、地域コミュニティを中心とする、「みんなで支え合い笑顔あふれるまちづくり」をコンセプトに掲げています。基本目標は・高齢者がいきいき暮らせるまちづくり・高齢者が健やかに暮らせるまちづくり・高齢者が安心して暮らせるまちづくり、の3つです。

今回の新たな取組としての主たるものとして、「支え合い生活支援サービス」「支え合い通所介護」があります。「支え合い生活支援サービス」とは自宅を訪問して行うサービスであり、買い物、掃除、洗濯、定期的な安否確認、配食その他などがあります。「支え合い通所介護」とは通いの拠点で行うサービスであり、短時間の体操、食事、その他、必要な方には送迎などがあります。

サービス提供主体は、市から委託を受けたNPO、社会福祉法人、協同組合、地縁組織、民間事業者などの「組織団体」と、サロングループ、地域

づくり団体、老人クラブ、個人ボランティアなどの「地域住民」がお互いに連携・協働することにより、要支援者等に介護予防・生活支援サービスを提供しようとするものであります。ですので、それらの生活支援体制整備事業に関しては、市というよりも、社協等が中心となって活動されていることがうかがわれます。また、住民参画の仕組みの運営基準として、運営推進会議の設置義務、雇用職員従事者の登録義務もあるようです。

要支援1、2の方々への周知としては、制度改正の案内文書を送付していますが、その文書の内容としては、更新案内時には、“介護予防給付から地域支援事業に変わりますが、当面は利用者には大きな変化がないので安心してください”という旨を伝えています。そして（更新）認定結果通知時には、“10月まではサービス内容は変わりませんが、10月以降になると“状況によっては新しい支え合いサービスを使うことになるかもしれないですよ”といった文書を配布しながら、段階を踏みながら周知しています。

事業所等への周知として、介護予防訪問介護・介護予防通所介護事業者には2回の説明会、居宅介護支援事業所には介護支援専門員連絡会において説明が行われていますが、方向性としては、例えばボランティアの活用など、あくまでも「介護予防・日常生活支援総合事業」の主体は受託者となる団体であり、市（行政）はあくまでもサポートとしての立ち位置であるということです。また、現在この事業は県下では、豊岡市と加東市だけが進めています。国の具体的な要綱等がまだつかめていないというのが現状のようで、まだまだ手探りの部分も多く、やっていく上で軌道修正をしていくというのが本音の部分であるようです。

豊岡市がいち早くこの事業に取り組んだ理由は、現状の予防給付のサービスよりも、介護予防・日常生活支援総合事業として、多様なサービスに変えた方が、地域コミュニティという点から考えると、将来的に市民にとって有用であると判断されたからです。多様なサービスというものは時間がかかるもので、すぐにはできない。だから少しでも早く取り組んで進めていきたいという意向だったようです。

もちろん課題も多く、特に人材不足になることは目に見えていて、人材等を養成することにより、専門の人材に専門職の仕事をしてもらう体制を整備することにより、サービスの質と効率を上げ、経費が掛からない事業にしていくことの必要性を強調されました。また住民参画の仕組みとしての、運営推進会議設置義務に関しては、地域の人たちと運営していくということ、つまり事業立ち上げ段階から地域の人たちに関わってもらいたい、地域の課題を話し合っていきたいという思いで、推進会議の義務化がされています。

豊岡市の、この事業に対する考え方の根本にあるのは、「事業＝地域づくり」ということです。まず、この事業に関して市民の皆さんの理解が必要だということ。次に要支援1、2の方々を含め、自分でできることは、

できるだけ自分でするように意識付けすることが必要だということ。また事業者においても拝金主義の考え方ではなく、自助共助の考えのもとで「共感」「つながり」を中心とした地域貢献という考えのもとで事業を展開する必要があるということ。最終的にはこれらのことが、この事業の大きなキーワードになるということです。

つまり、市民、利用者、事業者それぞれが、考えを古い体質から、徐々に将来を見据えた方向に変えていかなければ、この事業は前へとは進まないということ。この考え方は、地域コミュニティとイコールの考え方なのですが、当然それには時間がかかります。豊岡市においては早くて3年くらいの期間をベースに、まずは市民の皆さんの意識付けを起点に、ハード面、ソフト面それぞれのサービス事業の整備を考えておられるようです。

ただし、介護予防・日常生活支援総合事業に移行することで、これまで行ってきたサービスのすべてが移行するわけではない。だから、現在の水準を維持しながら徐々に変えていきたいと考えているということ。地域のつながりの考え方で行くと、住民主体の多様なサービスに移るべきであり、できれば3年ですべての地区において体制を整えたいが、仮にできなかったとしても、今の水準のサービスは残るので、サービス低下にはならないということも強調されました。その担当職員さんの言葉には、3年で必ず整備が実現できるという自信がみなぎっている様にも感じられました。

以上、豊岡市の介護予防・日常生活支援総合事業への取組を視察させていただき、事業が成長するためのキーワードは、地域包括ケアシステムとの連携であり、事業＝地域づくりであるという地域コミュニティの確立であることを強く認識しました。